

平成30年度 インフルエンザワクチン接種補助事業リーフレット

接種期間：平成30年10月1日～平成31年1月31日まで



各健康保険組合：接種補助券送付

接種対象者様

- ・接種時は健康保険証を必ず提示
- ・接種補助券提出
- ・自己負担金支払



お願い：
※「接種補助券」は平成30年度用であり、接種日が補助券の有効期限内であることを確認してください。

接種補助券

健康保険証

医療機関で接種

- ・健康保険証と接種補助券を確認
- ・必要に応じて自己負担金徴収

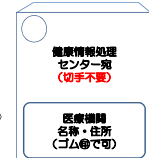
※持参した補助券（左側）を切り離して医療機関で保管

補助金振込



医療機関様（控）

送付状と接種補助券
(請求回数は4回)



接種月単位
専用封筒で
請求します
(送料不要)



インフルエンザ
ワクチン接種

- ・支払額確認
- ・補助金支払い

健康情報処理センターあいち

補助券事務処理と集計

審査
補助金支払い

健康保険組合単位で
補助金請求
※請求書と接種補助券PDF提出

- ・審査
- ・接種補助券発行

各健康保険組合

- ・請求内容審査
(対象者・金額等)



特定非営利活動法人 健康情報処理センターあいち

平成30年度インフルエンザワクチン接種補助事業 参加希望医療機関様へ

1. インフルエンザワクチン接種補助事業で補助金を請求できるのは、「特定非営利活動法人健康情報処理センターあいち」加入医療機関様で、別途申込書にて参加契約を締結した医療機関様が対象です。

①既に当法人へ加入している医療機関様

「特定非営利活動法人健康情報処理センターあいち」へ、特定健康診査等の委託事業で既にご加入の医療機関様（過去に入会金をお支払いいただいた医療機関様も含まれます）に関しては、インフルエンザワクチン接種補助事業申込書に医療機関名、申込日をご記入いただき、FAX送信をお願いします。

(※年度ごとの入会金は不要です)

②当法人未加入の医療機関様

「特定非営利活動法人健康情報処理センターあいち」へ未加入の医療機関様は、入会金として10,800円（税込）を申し受けます。尚、入会金の支払方法は申込書でご確認ください。

2. インフルエンザワクチン接種補助券の利用方法は下記をご参照ください。

インフルエンザワクチン接種補助券【見本】

医療機関様で切り離してください

インフルエンザワクチン接種対象者

ご注意
30年度
※透かし文字で「30年度」と印刷してあります
※30年度の透かし文字が無い補助券は使用できません

- 医療機関様控えになります（補助金支払いの確認、接種補助券送付時や紛失等の控えとして保管してください）
- 接種日をご記入ください

- 医療機関様で記入
・接種日と医療機関情報をご記入ください。
- ・7桁の医療機関番号は丁寧に記入ください
- ・ゴム印の使用は可能ですが、医療機関番号部分にはみ出ないようにご注意ください

3. 補助額については、下記要領でお支払いいたします。

医療機関接種料金	健保組合補助上限額	自己負担額	健保組合支払額
3000円	2000円	1000円	2000円
1500円	2000円	無し	1500円※
2000円	2000円	無し	2000円

※医療機関様での接種料金が各健保組合上限額（補助券記載）を下回る場合は、医療機関様での接種料金をお支払いいたします。

4. 補助券提出は「送付状」（別紙）に補助券枚数をご記入のうえ、月単位で返信用封筒（送料無料）に入れ、下記日程を厳守してご送付ください。尚、請求が無い場合は「送付状」の送付は必要はありません。

【集荷は佐川急便：フリーダイヤル 0120-700-850 迄ご連絡ください】

10月接種分締切	11月接種分締切	12月接種分締切	1月接種分締切
11月15日必着	12月14日必着	1月15日必着	2月15日必着

※補助金請求回数は4回です

※補助金の支払い日は、接種補助券到着月の翌々月の10日頃になります。支払通知書を送付いたします。特定健康診査等のお支払がある場合には、一緒にお振込みいたします。

※10月分等の請求忘れ分もまとめて請求可能ですが、**最終締切は2月15日(必着)となりますので厳守願います。**最終締切を過ぎてからご提出された申請(補助券)は受理できませんので、十分ご注意ください。

【お問い合わせ先】

○特定非営利活動法人健康情報処理センターあいち
〒460-0011 名古屋市中区大須三丁目30番40号 万松寺ビル10階 TEL052-241-1351